

**旧農業管理センター改修工事（建築工事）請負契約の締結に
つき議決を求めることについて**

旧農業管理センター改修工事（建築工事）請負契約を次のとおり締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年11月4日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 契 約 の 目 的 旧農業管理センター改修工事（建築工事）
- 2 契 約 金 額 263,450,000円
- 3 契約の相手方 滋賀県東近江市佐生町150番地
株式会社大兼工務店
代表取締役 辻野 宜昭

提案理由

旧農業管理センター改修工事（建築工事）請負契約の締結について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。